

## 第1回愛媛県新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日時:令和2年3月2日(月)9:00～

場所:本館4階 ドーム会議室

### 議事次第

#### 1. 開会

#### 2. 議事

- (1) 本県における新型コロナウイルス感染者の状況等について
- (2) 今後の対応について

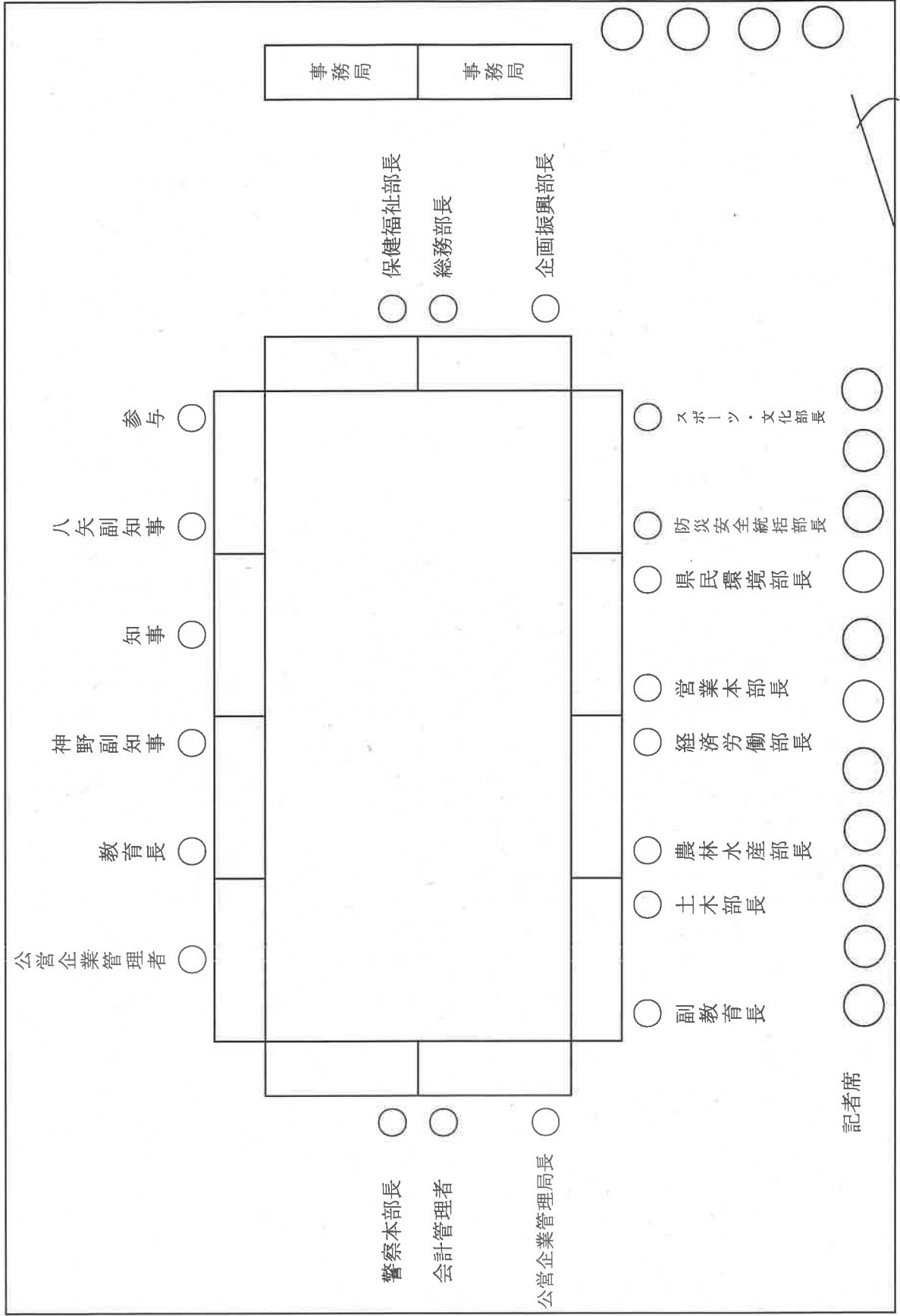
#### 3. 閉会

愛媛県新型コロナウイルス感染症対策本部構成員名簿

職名	役職名	氏名
本部長	知事	中村 時広
副本部長	副知事	神野 一仁
副本部長	副知事	八矢 拓
本部付	教育長	三好 伊佐夫
本部付	公営企業管理者	兵頭 昭洋
本部付	参与	樋口 志朗
本部員	営業本部長	八十島 一幸
本部員	防災安全統括部長	福井 琴樹
本部員	総務部長	高橋 正浩
本部員	企画振興部長	金子 浩一
本部員	スポーツ・文化部長	高石 淳
本部員	県民環境部長	岸本 憲彦
本部員	保健福祉部長	山口 真司
本部員	経済労働部長	田中 英樹
本部員	農林水産部長	田所 竜二
本部員	土木部長	杉本 寧
本部員	会計管理者	菅 豊正
本部員	副教育長	武智 俊和
本部員	公営企業管理局長	佐伯 隆
本部員	警察本部長	篠原 英樹

# 第一回愛媛県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 レイアウト（ドーム会議室）

〔 R2.3.2 (月) 9:00～  
本館4階 ドーム会議室 〕



令和2年3月2日

## 新型コロナウイルスの感染の確認について

本日（3月2日）、県内で新型コロナウイルスの感染者が確認されました。感染者が県内で確認されたのは今回が初めてです。

感染者には、発熱や咳等の症状はありません。県では、濃厚接触者の把握を含め積極的疫学調査及び健康観察等を実施してまいります。

### 1 感染者の概要

- (1) 年代 40代
- (2) 性別 女性
- (3) 居住地 愛南町
- (4) 職業 会社員
- (5) 最近の海外渡航歴 なし

### 2 症状・経過

- 2月29日 本人から「帰国者・接触者相談センター」に連絡あり
- 3月1日 検査実施、県内の感染症指定医療機関へ入院
- 3月2日 確定検査結果判明（陽性）、発熱・咳等の症状なし

### 3 行動歴

- 2月15日 大阪府に旅行  
（大阪市都島区のライブハウスで開催されたコンサートに参加）
- 2月16日 帰県（松山市まで高速バス、その後は自家用車）
- 2月17日～20日 職場へ出勤
- 2月21日～23日 関東方面へ旅行（松山空港利用、松山空港～自宅間は自家用車）
- 2月24日 自宅
- 2月25日 職場へ出勤

県では、感染症法第16条第1項の規定に基づき、感染症の予防のための情報の公表を行いますが、同第2項により個人情報の保護に留意する必要があります。報道機関各位におかれては、報道に当たり、プライバシー保護に御配慮ください。

# 県民の皆様へ

令和2年3月2日

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止のためお願い

### ①基本的な感染予防対策

- ◆咳エチケットや手洗いの励行、バランスの良い食事や適度の休養を
- ◆換気が悪く、人が密に集まる空間を避けること

### ②正しい情報に基づく行動

- ◆感染が疑われる方は帰国者・接触者相談センターへ電話連絡を  
一般的に不安や相談は保健所の相談窓口へ
- ◆トイレットペーパーやティッシュペーパーの生産・供給に影響はないので  
冷静な行動を

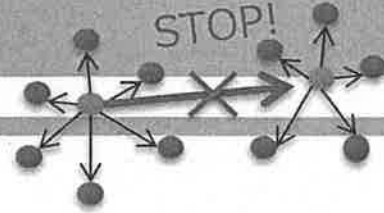
### ③高齢者施設入所者や医療機関入院患者等への面会の自粛

### ④多くの人が集まるイベント開催の中止、延期又は規模縮小

### ⑤テレワーク・時差出勤・休暇取得への配慮

# 新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために<sup>①</sup>

## 感染拡大を防ぐために



国内では、散発的に小規模に複数の患者が発生している例がみられます。この段階では、濃厚接触者を中心に感染経路を追跡調査することにより感染拡大を防ぎます。

今重要なのは、今後の国内での感染の拡大を最小限に抑えるため、

**小規模な患者の集団（クラスター）が次の集団を生み出すことの防止**です。

### <感染経路の特徴>

※「小規模患者クラスター」とは  
感染経路が追えている数人から数十人規模の患者の集団のことです。

- ◆ これまでに国内で感染が明らかになった方のうちの8割の方は、他の人に感染させていません。
- ◆ 一方、スポーツジム、屋形船、ビュッフェスタイルの会食、雀荘、スキーのゲストハウス、密閉された仮設テントなどでは、一人の感染者が複数に感染させた事例が報告されています。

このように、集団感染の共通点は、特に、

**「換気が悪く」、「人が密に集まって過ごすような空間」、「不特定多数の人が接触するおそれが高い場所」**です。

## 国民の皆さまへのお願い

- ◇ **換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避けてください。**
- ◇ イベントを開催する方々は、風通しの悪い空間や、人が至近距離で会話する環境は、感染リスクが高いことから、その規模の大小にかかわらず、その開催の必要性について検討するとともに、開催する場合には、**風通しの悪い空間をなるべく作らない**など、イベントの実施方法を工夫してください。

これらの知見は、今後の疫学情報や研究により変わる可能性があります。現時点で最善と考えられる注意事項をまとめたものです。

厚生労働省では、クラスターが発生した自治体と連携して、クラスター発生の早期探知、専門家チームの派遣、データの収集分析と対応策の検討などを行っていくため、国内の感染症の専門家で構成される「クラスター対策班」を設置し、各地の支援に取り組んでいます。

# ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合 家庭内でご注意いただきたいこと ～8つのポイント～

(一般社団法人日本環境感染学会とりまとめを一部改変) 令和2年2月29日版

## 部屋を分けましょう

- ◆ **個室にしましょう。** 食事や寝るときも別室としてください。
  - ・子どもがいる方、部屋数が少ない場合など、部屋を分けられない場合には、少なくとも2m以上の距離を保ったり、仕切りやカーテンなどを設置することをお勧めします。
  - ・寝るときは頭の位置を互い違いになるようにしましょう。
- ◆ **ご本人は極力部屋から出ないようにしましょう。**  
トイレ、バスルームなど共有スペースの利用は最小限にしましょう。

## 感染者のお世話はできるだけ限られた方で。

- ◆ 心臓、肺、腎臓に持病のある方、糖尿病の方、免疫の低下した方、妊婦の方などが感染者のお世話をするのは避けてください。

## マスクをつけましょう

- ◆ **使用したマスクは他の部屋に持ち出さないでください。**
- ◆ **マスクの表面には触れないようにしてください。** マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外しましょう。
- ◆ **マスクを外した後は必ず石鹸で手を洗いましょう。**  
(アルコール手指消毒剤でも可)

※マスクが汚れたときは、すぐに新しい清潔な乾燥マスクと交換。

※マスクがないときなどに咳やくしゃみをする際は、ティッシュ等で口と鼻を覆う。

## こまめに手を洗いましょう

- ◆ **こまめに石鹸で手を洗いましょう、アルコール消毒をしましょう。** 洗っていない手で目や鼻、口などを触らないようにしてください。

## 換気をしましょう

- ◆ 定期的に換気してください。共有スペースや他の部屋も窓を開け放しにするなど換気しましょう。

## 手で触れる共有部分を消毒しましょう

- ◆ 共用部分（ドアの取っ手、ノブ、ベッド柵など）は、薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で拭いた後、水拭きしましょう。
  - ・物に付着したウイルスはしばらく生存します。
  - ・家庭用塩素系漂白剤は、主成分が次亜塩素酸ナトリウムであることを確認し、使用量の目安に従って薄めて使ってください（目安となる濃度は0.05%です（製品の濃度が6%の場合、水3Lに液を25mlです。））。
- ◆ トイレや洗面所は、通常の家​​庭用洗剤ですすぎ、家庭用消毒剤でこまめに消毒しましょう。
  - ・タオル、衣類、食器、箸・スプーンなどは、通常の洗濯や洗浄でかまいません。
  - ・感染者の使用したものを分けて洗う必要はありません。
- ◆ 洗浄前のものを共用しないようにしてください。
  - ・特にタオルは、トイレ、洗面所、キッチンなどでは共用しないように注意しましょう。

## 汚れたリネン、衣服を洗濯しましょう

- ◆ 体液で汚れた衣服、リネンを取り扱う際は、手袋とマスクをつけ、一般的な家庭用洗剤で洗濯し完全に乾かしてください。
  - ・糞便からウイルスが検出されることがあります。

## ゴミは密閉して捨てましょう

- ◆ 鼻をかんだティッシュはすぐにビニール袋に入れ、室外に出すときは密閉して捨ててください。その後は直ちに石鹸で手を洗いましょう。

- ご本人は外出を避けて下さい。
- ご家族、同居されている方も熱を測るなど、健康観察をし、不要不急の外出は避け、特に咳や発熱などの症状があるときには、職場などに行かないでください。



## 愛媛県新型コロナウイルス感染症対策本部要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、愛媛県新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「対策本部」という。）の設置に関し、必要な事項を定める。

### (設置)

第2条 新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の発生に際し、その対策及び連絡調整を円滑に行うため、次の場合に対策本部を設置する。

- (1) 県内で感染症が発生し、被害の規模や社会的影響などにより、対策を行う必要があると知事が認めたとき。
- (2) その他知事が必要と認めたとき。

### (所掌事務)

第3条 対策本部は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 感染症の発生状況等の情報収集、管理及び情報の提供に関すること。
- (2) 応急対策の実施に関すること。
- (3) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) その他必要とする事項

### (組織)

第4条 対策本部は、本部長、副本部長、本部付及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長には知事を、副本部長には副知事を、本部付には教育長、公営企業管理者及び参与を、本部員には別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

### (対策本部会議)

第5条 対策本部に対策本部会議を置く。

- 2 本部長は、対策本部会議を招集し、これを主催する。
- 3 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代理する。
- 4 本部付は、本部長の特命に係る事項を処理するとともに、本部長を補佐する。
- 5 本部長は、必要があると認めるときは、国、市町及び医療機関等の関係機関の職員に対し、対策本部会議への出席を求めることができる。

### (事務局)

第6条 対策本部に事務局を置く。

- 2 事務局は、事務局長、事務局次長及び事務局員をもって構成する。
- 3 事務局長には保健福祉部長を、事務局次長には保健福祉部社会福祉医療局長及び健康衛生局長を、事務局員には別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

(庶務)

第7条 対策本部の庶務は、保健福祉部社会福祉医療局保健福祉課において処理する。

(解散)

第8条 対策本部は、次の場合に解散する。

- (1) 感染症による被害の拡大のおそれなくなったと本部長が認めたとき。
- (2) 感染症に対する応急措置が概ね終了したと本部長が認めたとき。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年3月1日から施行する。

別表1

営業本部長	経済労働部長
防災安全統括部長	農林水産部長
総務部長	土木部長
企画振興部長	会計管理者
スポーツ・文化部長	公営企業管理局長
県民環境部長	副教育長
保健福祉部長	警察本部長

別表2

保健福祉課長  
健康増進課長  
薬務衛生課長

# 新型コロナウイルス感染症に関する対応体制

